

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、土地改良施設等地域資源の利活用による地域環境の保全及び地域の活性化を図るため、ふるさと・水と土保全事業を実施する団体に交付する補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象

- ア 都市と農村の交流促進によるふるさとづくり活動事業
- イ 子供・都市住民等を対象とした農業農村の啓蒙活動事業
- ウ 農業農村の国土及び環境保全機能の維持、美しい農村景観づくり及び伝承文化の継承活動事業

(2) 補助額

前号に掲げる事業に要する経費のうち需用費・役務費・使用料の合計額の2分の1以内とする。ただし、一事業あたり5万円を限度とする。

2 補助金の交付対象者は、市税を完納している者であること。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

- (2) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

2 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第4条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業費の増加又は補助事業の内容を変更する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更等、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 変更内容が確認できる書類

(2) 収支予算書

2 市長は、前項の申請があった場合は、変更内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該申請者に補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第5条 補助事業団体は、事業完了後、速やかに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業写真

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領し、その内容が適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助事業団体は、補助金確定通知書（第8号様式）を受領した日以降において速やかに補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払承認申請）

第7条 市長が特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとし、その場合は、補助金概算払承認申請書（第10号様式）に資金状況調を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に補助金概算払承認通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（補助金概算払の請求）

第8条 補助事業団体は、前条による補助金概算払承認通知書（第11号様式）を受領した場合は、補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式（第3条関係）

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金交付申請書

年 月 日

浜松市長

所在地

団体名

代表者氏名

年度において、浜松市ふるさと・水と土保全事業を下記のとおり実施したいので、補助金を交付されるよう申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容

- 添付書類
- 1 収支予算書
 - 2 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - 3 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
 - 4 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

第2号様式(第3条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金交付要綱第2条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

第4号様式（第3条関係）

浜松市指令第 号

年 月 日

様

浜松市長

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度ふるさと・水と土保全事業費補助金については、下記のとおり条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めるときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
- (6) 事業完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある
- (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

第5号様式（第4条関係）

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

浜松市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた
浜松市ふるさと・水と土保全事業の補助金について、下記のとおり変更したいので申請し
ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

添付書類 1 変更内容が確認できる書類

2 収支予算書

第6号様式(第4条関係)

浜松市指令第 号

年 月 日

様

浜松市長

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請について審査した結果、下記のとおり承認し、条件を付して交付します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 その他変更承認内容
- 3 条件
 - (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (5) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めるときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
 - (6) 事業完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。
 - (7) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (9) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある
 - (11) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

第7号様式（第5条関係）

浜松市ふるさと・水と土保全事業実績報告書

年 月 日

浜松市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令第 号により補助金（変更）交付決定のあった浜松市ふるさと・水と土保全事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績及び成果

2 事業完了年月日

添付書類 1 収支決算書
2 事業写真

第8号様式(第5条関係)

浜松市第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金確定通知書

年 月 日付け実績報告書を審査の結果、下記の金額を 年度浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金として確定したので通知します。

記

交付確定額

円

第9号様式（第6条、第8条関係）

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金（概算払）請求書

年 月 日

浜松市長

所在地
団体名
代表者氏名

請求金額 円

（変更）交付決定額 既受領額 請求金額
円 - 円 = 円

ただし、 年 月 日付け浜松市（指令）第 号により補助金の交付確定（概算払承認）を受けた浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金として、上記のとおり請求します。

送金先

金融機関名	種類	口座番号	口座名義人
銀行 信用金庫 農業協同組合 支店 支所	普通 当座		

第10号様式（第7条関係）

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金概算払承認申請書

年 月 日

浜松市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け浜松市指令第 号により補助金（変更）交付決定のあった浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金として、下記のとおり概算払により交付されたく申請します。

記

- 1 概算払申請理由
- 2 （変更）交付決定額 円
- 3 概算払申請額 円
- 4 概算払時期 年 月

添付書類 資金状況調

第11号様式(第7条関係)

浜松市指令第 号

年 月 日

様

浜松市長

浜松市ふるさと・水と土保全事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付け概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり承認
します。

記

- 1 (変更) 交付決定額 円
- 2 概算払承認額 円
- 3 概算払時期 年 月